

■2023 年度 B 日程 一般入学試験

法律科目試験「民法」問題の出題趣旨・解説

【出題趣旨・解説】

(1) 借受人を誤認してする契約者貸付にも、民法 478 条の類推適用が認められる（最判平成 9 年 4 月 24 日民集 51 卷 4 号 1991 頁）から、本問においても、C に貸付金受領権者としての外観の存在したこと、その外観が真実を反映していると信じたことにつき V に善意無過失が認められることにより、V は A に対して貸付金返還請求権を取得することができる。

(2) 民法 715 条の定める要件のうち、事業執行性の有無が問題である。判例通説が外形法理に立つことを前提としつつも、保険会社の制服姿であったことの一事をもって事業執行性要件が充足されたと考えるのは早計かもしれない。最判平成 15 年 3 月 25 日判時 1826 号 55 頁参照。

(3) 債務名義に基づく債権執行上の取立請求に対し、第三債務者は、執行債務者との間の相殺適状（民 505 条）の成立を要件として、相殺の意思表示により被差押債権の対当額消滅の抗弁を主張することができる（無制限説〔民 511 条は相殺の例外的不許要件を定める規定と理解する〕。最大判昭和 45 年 6 月 24 日民集 24 卷 6 号 587 頁）が、取立債権者は、相殺に係る自働債権が債権差押えに後れる原因に基づいて生じたものであること又は相殺に係る自働債権を第三債務者が他人から取得した（自働債権取得の経路は抗弁事実に含まれる）のが債権差押えに後れた時点であることを主張して、再抗弁とすることができる（民 511 条。なお、同条の趣旨は、相殺の抗弁に対し、自働債権取得が差押え後であることの再抗弁、他人から取得したのでない自働債権〔自働債権取得の経路は抗弁事実に含まれる〕が差押え前の原因に基づいて生じたものであることの再々抗弁という構成で理解されていてもよい）。

なお、相殺は裁判上相殺と裁判外相殺とを問わず、相殺の意思表示の相手方は執行債務者でも差押債権者でもよい（判例）。

本問では、V の A に対する契約者貸付による貸金返還請求権は A・V 間の生命保険契約自体を原因とするものといえることができるから、P の差押えは必然的にその原因に後れるものである。したがって、V は、P の取立請求に対し、貸付金返還債権の弁済期到来を要件として、A 又は P に対する裁判上又は裁判外の相殺の意思表示により、貸付金との対当額において被差押債権が消滅したとの抗弁を主張することができると考えられる。

以 上